

## 目次

食品表示

以下は平成26年現在の情報です。

## 食品表示

## 1 食品の表示要件

個別食品の表示要件は食品規定（1970年）に記載されている。「表示」とは販売または運搬されるあらゆる食品を収める容器包装に記載、印刷、標示される説明書きまたは標示のことである、と定義される。食品規定（1970年）第6章は、以下に示すように表示要件を詳細に記載している：

- 以下の事実または説明を食品容器の包装に表示していない包装食品は、販売または販売のために保持してはならない：
  - 食品の概要は、見やすい箇所に表示し、その食品が1つ以上の容器または包装によって保存されている場合、内側の容器または包装にも表示しなければならない。
  - 販売の為に食品を包装または表示した事業者の氏名と住所は見やすい箇所に表示しなければならない。また、国内の事業者の指示の下にまたは事業主に代わって包装または表示が行われた場合は、当該事業者の氏名と住所も表示しなければならない。
  - 1種類の材料から作られている食品は実名（一般名称）で表示し、2種類以上の材料から作られている場合、混合食品の一般名称があればそれを、食品に混ぜられた異なる材料の実名か一般名称をそれぞれ表示し、充填材料の場合は加えられた重量または容積の割合の多いものから順にその名称と量を表示しなければならない。ただし、水が充填材料として使用された場合はその量および項目を表示しなくてもよい。
  - 包装食品の正味重量と容積ははっきりと表示し、いかなる場合も明記された容積または量よりも少なくしてはならない。食品の容器または包装の重量および量に基づいて販売することが認められている場合、その食品が詰められた容器と包装の最低重量と最低量も明記しなければならない。
  - 食品に着色料または保存料を添加する場合、添加したことを示す何らかの表記、記号またはしるしの類をラベルに表示しなければならない。
  - 包装食品を含む容器の表示はロット番号、製造日、賞味期限を義務として表示しなければならない。
- 表示はネパール語または英語で記載すること。希望により、この2言語に加えて他の言語で表示してもよい。
- 食品に保存料を添加した場合、その表示に「純正」を表す用語を含んではならない、または当該表示の記載に虚偽または誤認させるような記号、しるしを含んではならない。
- 小売業者が包装食品の容器を開封したものを販売する際には表示しなくてもよい。
- 食品表示にビタミン類、ミネラル類またはその他栄養物質を含有していることを載せる場合、以下の明記が必要な事柄を記載しなければならない：
  - 食品の販売にあたり、食品表示に記載のないビタミン類および／またはその他栄養物質を、当該食品が含有していると主張してはならない。
  - 食品中のビタミン類および／またはその他栄養物質の含有を広告または公的掲示に載せる場合は、それらの含有量を記載しなければならない。  
注：（ビタミン類、ミネラル類またはその他栄養物質の含有を強調する食品の表示については、当該ビタミン類、ミネラル類またはその他栄養物質の各含有量を単位表記すること）
- 以下の包装食品は表示しなくてもよい：
  - ガス、冷蔵、冷凍、またはその他の条件の使用によって生鮮が保たれる果実または野菜、ただし、本規則に示す免除については、上記のように生鮮が保たれる場合を除き、缶詰、瓶詰、その他加工システムを用いた食品すべてを対象外とする。
  - 練乳以外の液体の乳
  - 全卵
  - 魚または肉を含む食品の缶詰や瓶詰を除く、様々な魚類および肉類、ただし、肉に関しては何の動物の肉かを明記しなければならない。
  - 当該業者が、非特定のホテルまたは調理部門で調理された料理を当該業者の関係者を通じて販売したり流通させたりする場合。  
ただし、ギー（Ghee）や食用油が調理の過程で使用される場合は、当該料理がギー、食用油または脂肪を使用して調理された旨を明記しなければならない。
- 本規定に従って行動する義務のある者は、当該規定に準拠した表示を上書き、変更、汚損または消去してはならない。

付表6の記載により、保存料が添加された食品を入れた容器の表示は、当該食品が上記の保存料を含むことを明記しなければならない。

以下の包装食品の表示内容については特定の記載がない：

- 製品の摂取方法とあらゆる副作用
- 製品の価格
- 製造者の登録番号
- 製品の成分
- 製品の認証基準マーク（もしあれば）
- 電気、電子ハードウェア、機械部品のような製品保証と製品保証期限
- あらゆる可燃性および危険性に対する予防措置と安全対策

表示要件は国産食品、輸入食品ともに共通である。表示はネパール語か英語のいずれかで表記し、他の言語で表示された製品については輸入業者が英語かネパール語のいずれかで表示しなければならない。

輸入承認に関する包装と表示の要件を以下に示す：

- 小売用容器の重量、形状、大きさ
- 包装材料の種類
- 包装材料の食品用途と品質に対する当該業者への認可
- 包装材料の品質保証書の写しが申請書へ添付されているかどうか
- 製品表示の詳細
  - 表示に使用される言語
  - 正味重量
  - 成分
  - 製造日
  - 賞味期限
  - その他重要情報

## 2 食品の包装要件

ごく一部の製品については、特定の包装要件が各地域の製品基準の一部に記載されている。それ以外に包装基準の詳細は公表されていない。しかし、当該問題は関係機関において着目されつつある。参照を要する特定の場合は、地域機関や国際機関が公表している文献が引用される。